



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

人事労務通信

発行: かながわ介護社労士事務所

〒258-0018 足柄上郡大井町金手 1043-1-122

TEL 0465-85-0515 FAX 0465-85-0516

HP <https://k-k-sharo-shi.com>

2
2022

施行待ちの改正

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正④

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、**令和4年10月**から施行される「育児休業の見直し(分割取得)」と「出生時育児休業の創設」の概要を紹介します。

.....「育児休業の見直し(分割取得)」と「出生時育児休業の創設」の概要.....

育児休業について、分割取得を可能とする改正が行われます。また、出生時育児休業(産後パパ育休)が創設されます。その概要は次のとおりです。

	育児休業		出生時育児休業
	現行	令和4年10月から	令和4年10月から
対象期間等	原則子が1歳 (最長2歳)まで		子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで		原則休業の2週間前 (一定の場合、1か月前)まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の 就業	原則就業不可		労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能
1歳以降の 延長	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定	育休開始日を柔軟化	
1歳以降の 再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に限り 再取得可能	

★次号以降、育児休業の1歳以降の延長、出生時育児休業の休業中の就業を取り上げます。この改正については、就業規則(育児・介護休業規程)の整備が必要となります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

施行済みの改正 (支給要領の改正)

人材確保等支援助成金(テレワークコース) サービス利用料も助成対象に

良質なテレワーク制度により労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援するため、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」が設けられています。

この助成金の支給要領が令和3年12月21日付けで改正され、次のように、より利用しやすい助成金となりました。

.....人材確保等支援助成金(テレワークコース) / 令和3年12月の改正のポイント.....

改正内容

- テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、**試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります!**

改正内容（続き）

●次のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります！

（対象となる経費は、初期費用：合計5万円（税抜）、利用料合計：35万円（税抜）まで）

- ・リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
- ・仮想デスクトップサービス
- ・クラウドPBXサービス
- ・web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ・ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス



★具体的な支給要件・支給額、申請方法などについては、気軽にお尋ねください。

改正予定

令和4年度税制改正の大綱を閣議決定 賃上げに係る税制措置など強化

政府は、令和3年12月下旬、令和4年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和4年度の税制改正の項目には、企業における年末調整に直接大きな影響を及ぼすような改正は含まれていませんが、主に法人課税について、所得拡大促進税制の延長・拡充など、企業を支援するため税制改正が盛り込まれています。

日本商工会議所からは、その内容を中小企業向けに分かりやすくとりまとめた「令和4年度税制改正のポイント」が公表されています。いくつか抜粋して紹介します。

……………令和4年度税制改正（大綱）のポイント／日本商工会議所の資料から抜粋……………

コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置 より

交際費課税特例の延長（2年）

- 中小法人は①交際費等（※）を800万円まで全額損金算入、②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用
- ※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先、その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のための支出が該当
- ※大法人（資本金100億円超の法人は対象外）は②のみ適用可



ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置 より

中小企業向け所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

- 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長
- 現行制度（給与等支給総額が対前年比1.5%以上増で増加額の15%を税額控除）を維持し、
 - ・給与等支給総額が対前年比2.5%以上増で増加額の30%を税額控除
 - ・教育訓練費が対前年比10%以上増で増加額の10%を税額控除（上乗せ）を措置（最大40%の税額控除）※控除上限は法人税額の20%

従業員の所得拡大や教育訓練による積極的な人材投資を後押し

- …給与等支給総額が対前年比1.5%以上増加の場合
- …給与等支給総額が対前年比2.5%以上増加の場合
- …教育訓練費が対前年比10%以上増加の場合



★ここで紹介した内容は、令和3年12月に政府が閣議決定した時点のものです。ほぼ、その内容のとおりに行われるのが通例ですが、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更される可能性もあります。

改正租税特別措置法等が成立し制度内容が確定しましたら、改めて、正確な情報をお伝えします。

お仕事 カレンダー 2月



2/10

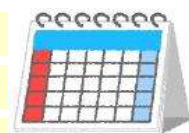
- 2022年1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16

- 2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3月15日）

2/28

- 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2021年12月決算法人の確定申告と納税・2022年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- じん肺健康管理実施状況報告の提出
- 固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）



◆あとかぎ◆